

# 雇用保険とは

・会社が雇用保険に加入してくれない。



# 🔷 基本のきほん

憲法(「日本国憲法」)第25条でいう「健康で文化的な最低 限度の生活」(生存権)を実現し、国民の生活の安定をはか る目的で、広義の社会保険(労災保険・雇用保険・医療保険・介 護保険・年金保険)・公的扶助・社会福祉等の様々な制度(社 会保障制度)が設けられています。このうち労災保険・雇用 保険を**労働保険**と呼びます。労働保険のうち、広く**雇用** の安定を目的としたものが、雇用保険です。

## ◎雇用保険とは

雇用保険は、労働者が失業した場合、労働者に雇用の継 続が困難な事由が生じた場合、労働者が自ら職業に関 する教育訓練を受けた場合及び労働者が子を養育する ための休業をした場合に、生活・雇用の安定や就職の促 進のため、失業等給付や育児休業給付を支給し、労働者 の職業の安定に資するための**雇用保険二事業**(\*裏面参照) を行う、雇用に関する総合的機能を有する公的保険制度 です。

#### ●失業とは

雇用保険の被保険者が離職(事業主との雇用関係が終了す ること)し、労働の意思及び能力を有するにもかかわら ず、職業に就くことができない状態にあることです。



### ❤️ 誰が加入するのか(被保険者)

適用事業主に雇用されている労働者は、原則として被保 険者となります。2以上の事業主に雇用される人は、マル チ高年齢被保険者(\*右欄「マルチジョブホルダー制度」の項参照) を除き、主たる賃金を受ける事業所で被保険者になりま す。ただし、以下の労働者は加入できません。

#### ◎適用事業とは

労働者を一人でも雇用する事業は、その業種や事業規模 にかかわらず、すべて適用事業です。ただし、農林水産の 事業のうち一部の事業は当分の間、任意適用事業(暫定任 意適用事業)とされています。

#### ●暫定任意適用事業

個人経営の農林水産業(農業用水供給事業、もやし製造業を 除く。)で、雇用している労働者が常時5人未満の事業で す。過半数労働者の希望で事業主が労働局長に加入 申請を行い、認定後全労働者が被保険者になります。

#### ◎加入できない労働者(適用除外)

- ①一週間の所定労働時間が20時間未満である者 マルチ高年齢被保険者、日雇労働被保険者を除きます。
- ②31日以上の継続雇用が見込まれない者
- ③4か月以内の期間を定め季節的に雇用される者
- ④週の所定労働時間が30時間未満の季節的に雇用さ れる者

- ②~④は、日雇労働被保険者を除きます。
- ⑤学生又は生徒

休学中の者・通信制や定時制課程の者を除きます。

⑥船員で、特定漁船以外の漁船に乗り組むために雇用さ れる者

1年を通じて雇用される場合は除きます。

(7)公務員等のうち、退職手当等が失業給付を超える者 なお、法人の役員等、生保等の外交員、家事使用人、個 人事業主と同居の親族、国外就労者、外国公務員等も、 原則として被保険者となれません。

### ◎被保険者の種類

1)一般被保険者

(②③④以外の被保険者)

#### ②高年齢被保険者

65歳以上の被保険者で、短期雇用特例被保険者及び 日雇労働被保険者を除く者です。令和4年1月1日から は、マルチジョブホルダー制度が設けられました。

### ●マルチジョブホルダー制度

複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者で、 2つの事業所の労働時間を合計して1週間の所定労 働時間が20時間以上(1つの事業所では5時間以上20時 間未満)で、2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが 31日以上である場合に、本人から居住地を管轄す るハローワークに申出を行うことで、特例的に被保険 者(マルチ高年齢被保険者)となることができる制度です。

#### ③短期雇用特例被保険者

季節的に雇用される者(4か月以内の期間を定めて雇用される 者及び1週間の所定労働時間が30時間未満である者を除く、季節 的業務に期間を定めて雇用される者又は季節的に入・離職する者) です。

#### ④日雇労働被保険者

特定(適用区域内に居住し適用事業に雇用される者、適用区域外 に居住し適用区域内の適用事業に雇用される者、公共職業安定所 長に認可された者など)の日々雇用される者又は30日以内 の期間を定めて雇用される者です。住所地所管のハ ローワークから日雇労働被保険者手帳が交付されます。



# 🧼 誰が運営しているのか(保険者)

保険料を徴収したり、保険給付を行う主体を保険者とい います。政府(厚生労働省)が管掌し、その事務の多くをハ ローワーク(公共職業安定所)が行います。事業主は、適用 事業所設置(廃止)届や被保険者資格取得(喪失)届等の 提出を事業所所管のハローワークに行い、失業者等は、 住所地所管のハローワークで多くの手続きを行います。



# 🍑 何を払っているのか(保険料)

保険料(毎月の給料総支給額(通勤交通費含む)及び賞与の総支給 額に所定の保険料率を乗じた額)は、失業等給付・育児休業給 付金分を労働者・事業主折半(雇用保険二事業分は事業主のみ) で、負担します。給料等への掛け率を「保険料率」といい、 労働者負担率は原則0.6%ですが、事業の種類や雇用 保険財政の状況によって変動します。現在の保険料率は ハローワークや厚生労働省のホームページ(\*)等で確認 してください。保険料は、給料・賞与から控除(天引き)され ます。

\* https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108634.html



# ▶ 何が貰えるのか(保険給付)

#### ◎失業等給付

勤めていた会社を解雇された、会社が倒産したり人員整 理が行なわれたために辞めざるをえなかった、等の場合 に求職者給付等が支給されます。

#### ●求職者給付

失業者が安定した生活を送りつつ、1日も早く再就職で きるよう求職活動を支援するための給付です。一般被 保険者を対象とする基本手当・技能習得手当・寄宿手 当・傷病手当、高年齢被保険者を対象とする高年齢求 職者給付金、短期雇用特例被保険者を対象とする特 例一時金、日雇労働被保険者を対象とする日雇労働 求職者給付金があります。

# ●就職促進給付

失業者が再就職するのを援助、促進することを目的と する給付です。**就業促進手当**(就業手当·再就職手当·常用 就職支度手当)、移転費、求職活動支援費があります。

# ●雇用継続給付

雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、一般被 保険者・高年齢被保険者に対して支給される給付です。 高年齢雇用継続給付(高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再 就職給付金)、介護休業給付があります。

# ●教育訓練給付

働く人の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の 安定と再就職の促進を目的として支給される給付です。 教育訓練給付金、教育訓練支援給付金があります。

# ◎育児休業給付

子を養育するために休業した労働者の生活及び雇用の 安定を図るために支給される給付です。

# ●育児休業給付金·出生時育児休業給付金

一般被保険者又は高年齢被保険者が、育児休業や出 生時育児休業(産後パパ育休)を取得し、一定の要件を満 たすと、育児休業給付金・出生時育児休業給付金の支 給を受けられます。手続等は、事業主を通じて事業所 の所在地を所管するハローワークで行います。

# ❤️ 雇用保険二事業

失業の予防や再就職を促進し、失業等給付の抑制を図る ものとして実施される国又は独立行政法人高齢・障害・求 職者雇用支援機構が行う事業です。

#### ◎雇用安定事業

景気の変動等によって事業主が事業の縮小・転換等を余 儀なくされた場合に、労働者の解雇を防止し労働者に休 業・教育訓練・出向等を行う事業主に対して必要な助成・ 援助を行う事業です。雇用調整助成金(失業予防に努める事 業主を支援)・特定求職者雇用開発助成金(就職困難者の雇入 れを支援)・労働移動支援助成金(離職を余儀なくされる労働者の 再就職に努める事業主を支援)等があります。

# ◎能力開発事業

労働者の能力を開発・向上させることを促進するために 行われる事業です。人材開発支援助成金(事業主が行う教育 訓練への支援)や職業能力開発施設(職業能力開発校、職業能力 開発促進センター等)の設置・運営などの事業があります。



# ❤️ 確かめましょう

# □あなたは雇用保険の被保険者ですか

雇用保険に加入している場合には、事業主から「雇用保 険被保険者資格取得等確認通知書(被保険者通知用) 「雇用保険被保険者証」が交付されることとなっています。 交付されていない場合には、事業主に確認してください。



# こんな対処法があります!

# ◎自分が各種給付を受けられるかよくわからない

失業等給付・育児休業給付の給付条件や手続は複雑 です。まずは、最寄りのハローワークに相談してみま しょう。



# ワンポイントチェック

# 会社が雇用保険に加入してくれ ない

労働者の方自ら、ハローワークに対し、雇用保険の加入が必要であるか否かの確 認を請求することができます。加入すべき方であったことが確認された場合には、 (時効の関係で2年まで)遡って加入できることとなっています。保険料は、労使双方と も遡って負担しなければなりません。なお、給与明細などで保険料が給与から天 引きされていたことが明らかである場合は、2年を超えて遡って雇用保険の加入 手続きができるようになっています。